

大分県報

平成二十八年
号外（五四）
四月一日

（金曜日）

目次

規則

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一
大分県卸売市場条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十三号

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年大分県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十四号

大分県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

大分県卸売市場条例施行規則（昭和四十七年大分県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十条第一項中「その他の卸売市場（卸売業務）廃止届出書」を「その他の卸売市場開設（卸売業務）廃止届出書」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第十六号様式中「第18条第1項」を「第18条第1項」に改める。

第十七号様式中「第18条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第十八号様式中「第18条」を「第18条第3号」に改める。

第十九号様式中「年 月 日づけ」を「年 月 日づけ」と、「行なわせ」を「行むせ」に、「第18条第4項」を「第18条第4号」に改める。

第二十一号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

附則

この規則は、公布の日から施行する。